

令和4年第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第2回東彼杵町議会定例会は、令和4年6月9日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	林田 二三 君	2 番	立山 裕次 君
3 番	口木 俊二 君	4 番	浪瀬 真吾 君
5 番	大石 俊郎 君	6 番	尾上 庄次郎 君
7 番	後城 一雄 君	8 番	浦 富男 君
9 番	森 敏則 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発議第 1 号	東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 2	報告第 2 号	専決処分に関する報告について (東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)
日程第 3	報告第 3 号	専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 4	報告第 4 号	専決処分に関する報告について (東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第 5	議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第17号))
日程第 6	報告第 5 号	専決処分に関する報告について (令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))
日程第 7	報告第 6 号	専決処分に関する報告について

- (令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第8 報告第7号 専決処分に関する報告について
(令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 日程第9 報告第8号 専決処分に関する報告について
(令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第10 報告第9号 専決処分に関する報告について
(令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第11 報告第10号 繰越明許費に関する報告について
(令和3年度東彼杵町一般会計)
- 日程第12 報告第11号 事故繰越しに関する報告について
(令和3年度東彼杵町一般会計)
- 日程第13 報告第12号 予算繰越に関する報告について
(令和3年度東彼杵町水道事業会計)
- 日程第14 報告第13号 予算繰越に関する報告について
(令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計)
- 日程第15 報告第14号 繰越明許費に関する報告について
(令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計)
- 日程第16 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第38号 東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第40号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第41号 令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第42号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 請願第1号 東彼杵町議会映像化(一般質問等)における請願書

6 散 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さん、おはようございます。定刻前ですが、全員出席のようでございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 発議第1号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、発議第1号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。発議第1号は局長に朗読させます。

○議会事務局長（有川寿史君）

それでは朗読いたします。

発議第1号。令和4年6月7日。東彼杵町議会 議長 吉永秀俊様。提出者、東彼杵町議会議員 発議者 浦富男、賛成者 林田二三、立山裕次、森敏則、橋村孝彦。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお願いします。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前が、定数が11人とするを、改正後、定数は8人とする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

本案について提出者の説明を求めます。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

すみませんけれど、はじめに文字の訂正をお願いします。1行目の平成17年12月と書いてあるところを3月に訂正をお願いします。

それと、下から7行目の4月末現在7,589人を、5月末現在7,580人に訂正をお願いします。

提出の理由。

本町の議員定数は、平成17年3月議会で、議員定数16名を12名（平成19年4月実施）に、平成26年9月議会で12名を11名（平成27年4月実施）に削減し、今日に至っています。

近年において議員定数を削減する発議は、平成 30 年 9 月 5 日（11 名→10 名）、そして平成 31 年 3 月 14 日（11 名→8 名）、更に平成 31 年 3 月 29 日（11 名→10 名）いずれも本会議において、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（議員定数の削減）を発議しましたが、採決の結果、賛成 5、反対 5 の同数となり、全て議長採決で否決となりました。

議員削減に対する主な反対の理由は、定数を減らせば常任委員会の編成ができなくなる、町の面積が広範囲だから議員を減らすべきではない等の反対意見がありました。

前回の発議から 3 年経過し、採決の結果を真摯に受け止め、再度慎重に審議を行い、奇数定数を是正すること等を含め、人口減少等と町内諸般の状況を鑑み慎重に協議した結果、議員定数を 8 名にするのが妥当であると判断しました。

また、町民の声を拝聴し、総合的に判断した結果、適正な議員定数と議会のあるべき姿を認識し、議員定数を削減して現行の条例定数を改正するものであります。

条例改正の主な理由は次のとおりです。

①今後も続く人口減少（5 月末現在 7,580 人）を考慮し、人口規模に対して適正な議員定数として 8 人とする。

②常任委員会の編成については、複数の委員会に所属することで問題は解決する。

③当町の面積は広大ではあるが、議員各位の活動の充実によって、県内外の視察研修と町内巡回等により町民の声を収集することができる。

④12 名以下の小定数の議会における、奇数定数議会（現在 11 人）の弊害と懸念されていた議長裁決は、過去に何度も発生し、議長の中立公正性が著しく保たれていない。以上、提出理由といたします。

○議長（吉永秀俊君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑がある方は挙手をお願いします。3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

先月、5 月 31 日の議会改革特別委員会では、発議者の浦議員、賛成者の 4 名の議員の方からは、議員定数を 8 名にしたいといった具体的な数字、人数とかは出ておりません、意見はありませんでした。なぜ、どこで、この 8 名という数字が出てきたのか、その根拠、具体的にもう一度お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

その内容に書いてあるとおりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

書き留めていただきたいと思いますけれども、この件は、今、議会の議会改革特別委員会で審議中であることは浦議員もご存じだと思います。今、ありましたように、先月の 31 日に開かれた時、

多くの町民の方の意見を反映するため区長会との懇談会やアンケート調査を実施したり、しながら一定の方向性を見出そうとの意見もあり、その時は何の反対意見もなかったわけです。その意見を基に委員会では確認もされたところであります。

そういった経緯の中で、特別委員会を無視して、なぜこのような行動を起こされたのか疑問でならないところであります。議会、委員会軽視も甚だしい限りではないかと思えます。

提出の理由の中で、再度慎重に審議を行い、奇数定数に是正することを含め8名にすることが妥当と書かれておりますが、この審議をいつどこで誰とされたのか、まずそこが1点。

それと、また常任委員会の編成については、複数の委員会に所属することによって問題が解決すると書かれておりますけれど、委員会に付託された予算審議の場合は、一方が終了しないと1人2又はできないわけですね。そういったことがどうして解決されるのか。また、過去にも国会とか省庁の見学、あるいは陳情に行ったり、また、委員会の所管の事務調査の時も、それぞれの委員会で分かれて調査をしたり、中央卸場に行ったり、あるいは震災跡地を視察したり、両手に分かれて行った経緯もあるわけですね。そのようなことをどうやって解消するのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

お答えします。

まず、協議については賛成者の方と話し合っただけで8名が妥当だということで決めました。

今、複数でできないということですが、小値賀町においては、8名の議員で、今は7名です。それでやっておられますので、その辺を研修等で調べれば良いんじゃないかと思えます、やり方はですね。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

小値賀町でどうやっておられるのか、そこは調べておられるのですか。現在7名でやっておられるということですが、そういった、委員会に付託された所管事務を、ここに書かれているのは、両方委員会を、結局、複数の委員会に所属することによって解決できると書いてありますので言っているんですよ。小値賀町は複数のあれでやっているんですか。複数の委員会でやって解消できると書いてあるんですよ。私が言っているのは、1人で二又はできないということを申し述べておりますので、そこをどうやってされるのかというのを伺っているんです。適切な回答を求めます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

これは、なっってから、今は4名、4名でやっていますが3名でも良いのではないのでしょうか、3名、3名でも。絶対4名必要なんではないでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

先ほども同僚議員からお話がありました。実際、議会改革の中の協議中の真っ最中でございまして、それを完全に無視されてどうしても出さなきゃならない理由がどこにあったのか。これだけでお話しされておりますので、その中でも、1人でもちょっと協議中だから結論は今出すべきではないという声があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

これは、私は最初に議員になる時に議員公約で、議員削減はした方が良くと思って今までずっと待っておりました。あと任期も少ないです。今回、賛同者の方と話し合っ、一番だったのは、人口も東彼杵町は最終的に5,000人ぐらいに、ビジョンを見るとなると思っています。それで、議員定数もやはり、それに合わせてやった方が良くないかと思って出しました。

今現在、波佐見町は1万6,000人に対して16名の議員がおられます。1,000人に1人ぐらいの割合で良くないだろうかと私は思って、こういう提案を、発議をしたわけでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

私が訪ねたのは、全く違う意味でございまして、検討中、協議中ということで付託を受けた委員長として、付託をされて、結局、継続審議というような状況で5月31日に決まりました。しかも、それを無視して出されたということは、非常に議員間の信頼構築を阻害した、あり得ないというふうに私は議運の時も申し上げました。

当然、そういった状況の中で、皆さんはほとんどが町民の声を聴き、また区長会の声を聴き、あるいはアンケートを取りというようなことにしか話があっておりません。ですから、あくまでもできる限り努力しながら、7月20日前後で協議して、9月には間に合うようにというようなことでお話を申し上げております。それを無視されてということは、議員としてのお互いの信頼構築がない中で人数だけをわーわーわ言われて、これは、人数は私は強く言いません。

と言うのは、それぞれの考え方ですので、それは構いません。ただし、その決定に至るまでのコンセンサスが信頼関係の構築を失ってまでしなければならぬ時機だったのかどうか。非常に疑問です。そういった中で、疑問がそういった状況の中で決めるということは、将来これは禍根を残します。常に議会は、お互いに信頼構築を持ちながら討議をして、できる限り、あるかないかわかりませんが、接点を見つけるべき努力をして、そして決めるというのが筋でございまして。それを全く無視されているというふうに私は考えております。

と言うのは、委員長として、特別委員会にわざわざ申し入れされて委員会を作って、その中で審議をする。将来的に皆さんが納得される方向につけようという努力をいたしておりましたが、今後、そういった状況の中でそれを無視されれば、指名された委員長としては今後できないと。全く皆さ

んが意思がそういった考え方であるならば、今後の特別委員会は、それは違う話ではないかというふうに考えておりますので、その辺について、その信頼構築に対しての考え方をお聞きしたいというふうに考えます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

今ここに書いてあるとおりのことでございますので、あと、特別委員会がこの前ありましたけれど、また特別委員会でも開いてもらってその辺を言ってもらえればと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

浦議員を責める気はないんですよ。

それと、先ほど言われたのが、ちょっと気になるのが、出る前に人数の削減を約束しているからどうだこうだとおっしゃいますが、議会の議の字もわからない時に、いわゆる議員削減をおっしゃって上がる。何を目的に、議員削減だけを目的に上がられるのかどうか。やはり、議員必携をよく読んでいただいて勉強していただかなければならないとは思いますが、そういった、何と言いますか、わからない状況の中で1つの問題で上がってこられたというか、そういう意味ではないんでしょうけれど、町民の人が推されたのはですね。ただ、浦議員はそういうこともあったのでということでおっしゃったんでしょうけれど、非常に危惧します。

それと、今おっしゃったように、精査する時に同僚議員の立場、お互いの約束事、これをどう構築していくかというのを十分理解をしながら物事を決めていただきたい。

と言うことで、苦言ですけど、これ以上の回答はちょっと無理だろうということで、これで良しとしますが、今後、こういった状況を作られないようお願いをしておきたいと考えます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今回の件は、本当に暴挙であると思っております。今まで、何回か議会改革の中で審議するというところでやってきましたが、その中でみんなが納得する形でやっていかなければならないと思います。特に、議員のなり手がいないとか、新しい方がなるべく立候補するような方法を考えてしなければいけないということは、中で話されたんですよ、ずっと。事あるごとに、そういう話、新しい新人さんがなるべく入って来るといって、立候補する方を増やしていくという形を、話をしながら、今度、こういった小さな自治体の中で、11名から8名、3名も、そういう提案を出されたことは、本当に議会改革を無視した形で今回やられてきて、ちょっと私も憤慨に耐えないような状況です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

今の回答ですけれど、一応、今まででずっと皆さんに、反対派の方には絶対賛成してもらえないなということで、今回、賛同者が賛成してくれましたので、こういう事態になりました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、そもそも議員削減に賛成の立場であります。

なぜかしら、この発議の中に、条例改正案の中に私の名前が連なれていないというのは、ちょっとなぜなのかなという疑問はありますけれど。

それはともかくとして、一部重複するところもあるかもしれませんがね、5 月 31 日に議会改革特別委員会が行われました。その中の最終結論として、やはり、今度 6 月 15 日に区長会が行われます。区長さんの方では、この議会と区長会との懇談会の中で議員定数削減も主要な議題となって話し合われる予定になっていると伺っております。そういうこと。

そういうことともう 1 つ、5 月 31 日に、町民の方々に広くアンケートを取って、議員定数をこのままで良いのか。良いという意見や、あるいは定数削減をすべき、削減をすべきの中にも、これまた 1 人削減して 10 名、あるいは 9 名、あるいは 8 名、あるいは 6 名。全国で 6 名が最小議員数なんですけれど、そういう町民の方々の広い意見を聴いてやるべきではないかという声も出されました。やはり、そういうことを中において、なぜこの時機だったのかなど。なぜ 6 月定例会で決めなければいけなかったのか。これは 1 つ、書いておいてくださいよ。9 月定例会では駄目だったのか。その理由をまずお聞かせください。

その次ですね、次。今、発議者、賛成者 5 名以外の方にも議員定数削減を反対された議員の中にも議員定数を、5 月 31 日以降ですよ、5 月 31 日以降反対していた議員の方々の中に、一部ですよ一部、議員定数を減らしても良いかなという声が私のところに伝わって来ています。だから、そういった人たちの声も受け入れて、もっともっと議会改革特別委員会の場で審議をして、町民の方々の意見を聴き、区長さんたちの声を聴き、そして 9 月の定例会で決断出しても、これから新しく出て来られるであろう新しい人たち、議員に立候補しようとする人たち。この人たちは、9 月に決めれば、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月、6 か月間準備期間があります。私は、6 か月間準備があれば、新しく立候補される方々も準備期間が相当にあると考えております。

この 6 月定例会ではなくて、9 月定例会にしない、6 月定例会にされた理由。9 月定例会では遅いという理由があればお聞かせください。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

実は、3 月議会で大体、私、これ、提出しようと思っていたんですけれど、まず賛成者の方の意見をちょっと聞きながらやっていたものですから今回になりました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今の浦議員の答弁は回答になっていませんよ。私の質問は、9月定例会では駄目だったのかという質問とお伝えしているんですよ。そののところ、答弁をお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

これ、中に書いてありますように、今までに何回も、削減については前議員がやっておられますけれど、今回で4回目だと思いますけれど、成立していなかったものですから。今回、否決されればもう一回出そうかなということで今回にしました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

他にないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第1号は、議会改革特別委員会に付託します。

日程第2 報告第2号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)

日程第3 報告第3号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第4 報告第4号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、報告第2号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）、日程第3、報告第3号専決処分に関する報告について（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第4、報告第4号専決処分に関する報告について（東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、報告第2号専決処分に関する報告でございます。東彼杵町税条例等の一部を改正する条例。次に、報告第3号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。以上2件につきましては税財政課長に説明をさせます。

次に、報告第4号、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康ほけん課長に説明させますので、よろしくをお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、報告第2号についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され4月1日に施行されることになりましたので、東彼杵町税条例についても改正を行い、3月31日付で専決処分したものです。また、改正は2条建てになっており、1条は東彼杵町税条例の改正、2条は令和3年の改正条例を改正するものになります。

それでは、配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明いたします。

資料の表の左側、条項欄では上から1段目になります。第18条の4納税証明書の交付手数料です。こちらは法務局から受ける土地建物の登記情報になりますけれども、DV申請のある方は、所有者情報の住所を記載しないよう改正が行われております。

次は、その下、第33条4項及び6項の所得割の課税標準になります。上場株式等の申告については、確定申告と異なる課税方式で住民税申告を行うことが可能となっておりましたが、令和6年分申告からは異なる課税方式を選択することができず、確定申告に基づき住民税の課税を行うよう改正がなされています。

飛びまして裏面の2ページをお願いします。上から2段目の附則第7条の3の2第1項になります。住宅を建て、ローン組んだ方については、所得税及び住民税において控除制度がございます。この住宅借入金等特別税額控除については、令和7年入居分まで控除ができるよう、延長する改正を行っております。

次は、上から5段目、附則第12条宅地等に対する固定資産税の特例になります。経済対策になりますが、令和4年度に限り固定資産税の評価額が大きく上昇した商業地に対して、軽減を行う特例措置を整備しております。簡単ではございますが、東彼杵町税条例の主な改正の説明については以上になります。

その他、ご説明しなかった部分につきましても、ただいまの説明の関連や地方税の改正に併せて規定の整備を行ったものになります。また、施行日につきましては、令和4年4月1日になりますが、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものは記載日付が施行日となります。報告第2号については、以上です。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

東彼杵町国民健康保険税条例の改正につきましても、先ほどと同様で地方税法の改正に伴い改正を行ったものになります。また、併せて新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免措置に対し、令和4年3月14日付で厚生労働省通知がありましたので、令和4年度に係る減免措置につきましても整備いたしました。

それでは、配布しております資料、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、ご説明いたします。

一段目の第2条ですけれども、課税限度額について改正を行いました。高齢化などによる医療給

付費の増加が見込まれる中、保険税負担の公平を図るためのもので、基礎課税一般分を 65 万円、後期高齢者支援分を 20 万円に引き上げております。

次に 4 段目、附則第 14 項の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への減免になりますが、令和 4 年度分まで延長する改正を行っています。減免の内容については、昨年度と変更はなく、新型コロナウイルスに世帯主が罹患し、死亡若しくは重症になった世帯は全額減免、若しくは、感染症の影響で、今年、令和 4 年中の世帯主の事業収入が令和 3 年に比べて 3 割以上減少する世帯の方は、所得の区分に応じて減額を行います。概要説明は以上です。最後に条例の施行日ですが、令和 4 年 4 月 1 日となります。報告第 3 号については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

報告第 4 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例について、町長に代わり説明を加えます。

新旧対照表の方をご覧ください。新型コロナウイルスの影響で、収入が著しく減少した世帯を対象にした保険料の減額、免除について、令和 2 年 2 月から制度を継続しておりますが、施行期限を令和 3 年度末から令和 4 年度末、令和 5 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものでございます。

なお、施行日を令和 4 年 4 月 1 日としております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号を終わります。

日程第 5 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 17 号))

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、議案第 39 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 17 号)）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 39 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 17 号)）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2945 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 8600 万円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なものは、基金積立としまして、庁舎整備に 1 億 7000 万円、下水道事業に 8000 万円、教育文化施設整備に 8000 万円などでございます。

歳入の主なものは、地方消費税交付税 3047 万 1000 円、地方交付税 1 億 7000 万円などござい

ます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 39 号についてご説明いたします。

令和 3 年度の一般会計予算第 17 号は、ふるさと納税関連の経費について不足が生じ不足分の追加を行いました。また、1 工事についても繰越しを行い専決処分いたしましたので、承認を求めるものです。また、それ以外にも、先の町議会定例会後において歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて、予算の補正を行っております。

それでは、内容についてご説明いたします。33 ページをお願いします。3 番歳出になります。

申し訳ありませんが、間違いがございまして先に訂正をお願いいたします。一番右の説明欄の下から 3 つ目になります。11 節のマルチペイメント決済手数料です。10 万円の減、△100 となりますが、下の方に線を飛び越えて表示されております。12 節にある△100 は消していただき、マルチペイメント決済手数料の横に△100 と記入していただきますようお願いいたします。失礼いたしました。

それでは進めさせていただきます。2 款 1 項 3 目財産管理費 7 節報償費のふるさと応援寄付金謝礼 970 万円、11 節役務費の返礼品配送料 40 万円、そして 12 節委託料のふるさと納税事務代行業務委託料 50 万円は、ふるさと納税関連経費の不足額をそれぞれ追加いたしました。

34 ページをお願いします。2 款 1 項 5 目財産管理費 24 節積立金は、決算余剰金から庁舎整備基金への積立を追加しており、節全体では 1 億 6600 万円追加いたしました。

次に飛びまして、57 ページをお願いします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 24 節の積立金は、決算の余剰金から下水道事業基金への積立として 8000 万円を計上しております。

62 ページをお願いします。10 款 1 項 2 目事務局費 24 節の積立金は、こちらも教育文化施設整備基金への積立として 8000 万円計上しております。

歳出に関しましては以上ですが、今説明したものの他は、事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。また、括弧して財源更正と書かれましたものにつきましては、国県の補助の変更等により該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして 11 ページをご覧ください。2 番歳入です。このページ以降は、歳入になりますけれども、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものになりますので、11 ページ以降の説明は省略させていただきます。

次に、6 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正になります。山田公園遊具取替設置工事について 93 万 8000 円を繰越しを行っております。

次に、7 ページになります。第 3 表の地方債補正になります。実績などから地方債の補正を行っておりますので、内容につきましてはこちらの表でご確認をお願いいたします。

最後に戻っていただいて、1 ページから 5 ページの第 1 表は、歳入歳出補正の積み上げになります。合計では 1 億 2945 万 7000 円を追加し、本年度の最終予算額は 65 億 8600 万円、対前年度比で

は2億8400万円の減、パーセントで4.1%の減となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

6ページ、この繰越明許費の中で、山田公園の遊具費93万8000円となっておりますが、この繰越明許になった主な要因というのはどういったことでしょうか。今後は工事着工されると思いますが、いつぐらいになるのか。もう既に済んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

山田公園の遊具取替につきましては、すべり台が老朽化しまして取り替えが必要なんですけれども、昨年の豪雨ですぐ近くが被災をしまして施工を見直しておりました。その後、山田川の改良計画も出てきましたので、ちょっと様子を見ていたんですけれども、あまり影響がないということで取り替えを実施しようということで繰越しをお願いしたものでございます。今、発注準備をしております。地元の区長さんとまた立ち会いをしまして、6月、今月中ぐらいには発注をしたいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

73ページの時間外勤務手当が1300万円ほど補正で下がっているんですけれども、途中、補正で増えているみたいなんですけれども、コロナの影響かわかりませんが、仕事がさばけたのかわかりませんが、大きな要因的なものがあるんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

全課の執行残の積み上げでございますので、1300万円という金額になっております。申し訳ありませんけれども、令和2年度との比較はこれから計算ということで行っておりません。原因につきましては、申し訳ございませんが、まだ判明はいたしておりません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

令和2年度と比較されて結果が出るかもしれませんが、予算の立て方自体に何か問題があったということはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

予算の立て方には問題はないと思います。通常に、時間外というのは予算に対して経費を決めた残業の額を上げますし、特別な事業がある時も上げますし、私が一番申し上げておりますのは、サービス残業は絶対駄目だということで、時間外は適格に管理をいたしております。総務課の方で管理をいたしておりますので、職員の申し出どおり時間外でして、仕事の努力の結果でもあるんだろうなと思います、おちていくというのはですね。

だから、そういうことで、過剰な計上というのはないと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第17号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第5号 専決処分に関する報告について

（令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））

日程第7 報告第6号 専決処分に関する報告について
(令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))

日程第8 報告第7号 専決処分に関する報告について
(令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第6、報告第5号専決処分に関する報告について(令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))、日程第7、報告第6号専決処分に関する報告について(令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))、日程第8、報告第7号専決処分に関する報告について(令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、専決処分に関する報告第5号、令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2861万1000円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億9550万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で支払い実績による減額と基金積立金1530万円でございます。

歳入では、交付金と一般会計繰入金の減額と基金繰入金1600万円の減額などでございます。

次に、報告第6号、令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ3200万円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億5000万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で実績による保険給付費2358万2000円の減額など。

歳入では、交付金と繰入金1303万5000円の減額などでございます。

次に、報告第7号、令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございますが、予算の総額から、歳入歳出それぞれ332万1000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億1601万2000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で実績による広域連合給付金292万2000円の減額など。

歳入では医療保険料292万2000円の減額などでございます。以上、3件につきまして、健康ほけん課長に説明させます。よろしく申し上げます。健康ほけん課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長(氏福達也君)

報告第5号令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関する報告から説明を加えていきたいと思っております。

10ページをお開きください。歳出からご説明いたします。総体的に支払実績に基づく減額を行っております。主なものだけですがご説明いたします。

12ページをご覧ください。2款1項1目療養給付費については、負担金を給付額見込みに合わせ

て 8500 万円の減額をしております。療養給付費につきましては、診療費、調剤費、訪問看護等に関する給付費になります。

13 ページ、2 款 2 項 1 目高額療養費の負担金につきましては、実績に合わせまして 4760 万円の減額です。

14 ページをご覧ください。2 款 4 項 1 目出産育児一時金につきましては、10 件の見込みに対しまして 4 件の実績になりましたので、250 万円の減額。

そして、18 ページをご覧ください。5 款 1 項 2 目疾病予防費で、人間ドック受診費用の実績によりまして 180 万円の減額。

そして、19 ページ、5 款 2 項 1 目の特定健診事業費の 12 節委託料につきましては、特定健診の 1,100 名の受診見込み分に対して 807 名分の実績でございましたので、380 万円の減額としております。

20 ページをご覧ください。6 款 1 項 1 目基金積立金でございますが、剰余金が見込まれますので、その一部を財政調整基金に 1530 万円の積み増しを行っております。積立後の基金総額は 2 億 6921 万円程度になる見込みです。

8 款 1 項 1 目過年度保険税過誤納還付金につきましては、過年度分の資格喪失が届け出られましたので還付が発生するというところで補正を行ったところではございましたが、実質的な還付額が約 60 万円程度でございましたので、差額の分を減額処理しております。

続きまして歳入をご説明いたしますので、5 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金ですが、保険給付実績に合わせた減額を行っております。

6 ページをご覧ください。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、保険料の実績減に基づきまして各目的別の繰入金を減額しております。

7 ページ、6 款 2 項 1 目基金繰入金につきましては、見込んでおりました税収不足がなくなりましたので減額をしております。

8 ページをご覧ください。7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、昨年度決算の 3583 万 8000 円に合わせまして 2376 万 7000 円の増額をしております。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表と、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。

続きまして、報告第 6 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に関する報告について説明を加えます。

13 ページをお開きください。歳出からご説明をいたします。

介護特会に関しても総体的に支払実績に基づく減額を行っております。

主なものだけをご説明いたします。1 款 3 項 2 目認定調査等費では、介護認定調査出務実績に合わせました会計年度職員の報酬減を行っております。

14 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目です。居宅介護サービス、そして 3 目地域密着型介護サービス、ともに訪問看護やデイケア、ショートステイ等のサービス実績に合わせました負担金の減額を行っております。

19 ページをご覧ください。2 款 6 項 1 目について特定入所者介護サービスの実績に合わせました

減額を行っております。

20 ページをご覧ください。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費におきましては、1 節の報酬及び 3 節の職員手当、4 節の共済費におきまして介護予防の一体的実施事業で地域に入り活動します有資格者の会計年度職員、これの採用につきましてフルタイムからパートタイムへの変更を行ったことによりまして減額を行っております。18 節負担金でございますが、訪問介護予防型サービスの実績に合わせた減額を行っております。

歳入をご説明いたしますので 5 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、滞納繰越分の収納実績による追加を行っております。

6 ページをご覧ください。3 款 1 項国庫負担金、そして 7 ページの 3 款 2 項国庫補助金、そして 8 ページの 4 款 1 項支払基金交付金、そして 9 ページの 5 款 1 項県負担金、10 ページの 5 款 3 項県補助金、11 ページの 7 款 1 項一般会計繰入金につきましてはの歳出で減額いたしましたように、介護サービスの減額に合わせた歳入の減額を行っております。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの積み上げになりますので説明を省略いたします。

続きまして、報告第 7 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分に関する報告について説明を加えます。

11 ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

後期高齢者医療特会につきましても、総体的に支払実績に基づく減額を行っております。

主なものを説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、人間ドックの検診実績に合わせた減額を行っております。

13 ページ、2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金につきまして、医療給付実績の減に合わせた減額を行っております。

歳入をご説明いたしますので、5 ページをお開きください。1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては、全体的には減額補正となりますが、1 目特別徴収分につきましては、特別徴収対象者が当初広域連合が見込んでおりました件数よりも増えておりますので増額となっております。2 目普通徴収保険料につきましては、実績に基づいて減額をしております。

7 ページ、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、歳出の方の減に伴う減額を行っております。

8 ページ、6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、昨年度決算の金額に合わせました繰越額の計上を行っております。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの積み上げになりますので説明は省略いたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号を終わります。

日程第 9 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号))

日程第 10 報告第 9 号 専決処分に関する報告について
(令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号))

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 9、報告第 8 号専決処分に関する報告について (令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号))、日程第 10、報告第 9 号専決処分に関する報告について (令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号))、以上 2 件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、報告第 8 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) でございます。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 770 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6570 万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で業務費の需用費 610 万円の減額など。歳入では、歳出の実績減額に伴う一般会計繰入金 770 万円の減額でございます。

報告第 9 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) でございます。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1280 万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で業務費の需用費 150 万円の減額など。歳入では、歳出の実績減額に伴う一般会計繰入金 200 万円の減額でございます。以上、2 件につきましては、水道課長に説明させます。よろしく願いいたします。水道課長。

○議長 (吉永秀俊君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長 (岡木徳人君)

報告第 8 号専決処分に関する報告について (令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)) の内容につきまして補足して説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳出の 1 款 2 項 1 目排水費の 10 節需用費、消耗品費、光熱水費、修繕費、それぞれ実績に応じまして 610 万円を減額いたしております。修繕費につきましては、マンホールポンプの定期点検の折に分解組み立て等に至る補償が必要になる可能性が高いということで、それに対応する予算を計上いたしておりましたけれど、運用する中で、そこまでは状態に至りませんでしたので、その部分の約 500 万円弱の予算を皆減いたしております。ただし、引き続き稼働状況については、経過を観測しながら、至急の対応ができるように点検整備を行っていくように予定をいたしております。11 節役務費、14 節工事請負費につきましても、実績によりまして役務費の 10 万円の減、工事請負費につきましても 100 万円を減額いたしております。

7 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目建設費の 14 節工事請負費につきましても、集落排水

施設更新事業の実績に応じまして 50 万円を減額いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出の減額と同額であります 770 万円を減額いたしております。

戻りまして、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、ただいま説明の積み上げですので、説明を省略いたします。

次に、報告第 9 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足して説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳出の 1 款 2 項 1 目排水費の 10 節需用費につきまして、修繕費を実績に応じまして 150 万円減額いたしております。同様に 14 節の工事請負費、管路・施設補修工事費におきましても、実績によりまして 50 万円を減額いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入の 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出と同額の 200 万円を減額いたしております。

1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、先ほど説明しましたことの積み上げですので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 8 号、報告第 9 号を終わります。

日程第 11	報告第 10 号	繰越明許費に関する報告について (令和 3 年度東彼杵町一般会計)
日程第 12	報告第 11 号	事故繰越しに関する報告について (令和 3 年度東彼杵町一般会計)

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 11、報告第 10 号繰越明許費に関する報告について（令和 3 年度東彼杵町一般会計）、日程第 12、報告第 11 号事故繰越しに関する報告について（令和 3 年度東彼杵町一般会計）、以上 2 件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 10 号繰越明許費に関する報告と、報告第 11 号事故繰越しに関する報告、以上 2 件につきましては、税財政課長に説明させますのでよろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして報告第 10 号についてご説明いたします。

次のページを開いていただいて、横向きになりますけれども、令和 3 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。こちらの表に挙げております合計で 36 事業について繰越しいた

しました。

最後のページ、表の一番下になりますけれども実際に繰り越しました翌年度繰越額は、合計で6億6112万2000円となっております。表の一番上の方に戻っていただいて、それぞれの事業の進捗率パーセントと完了予定について述べさせていただきます。

1行目から、事業名は移住応援パンフレット作製業務委託、進捗率は70%、完了予定は令和4年8月でございます。続けて申し上げます。住民記録システム改修業務委託、進捗率10%、完了予定翌年3月末。住民税非課税世帯等特別給付金事業、95%、10月末。子育て世帯臨時特別給付金事業、90%、6月末。健康かるてシステム改修業務委託、50%、6月末。水道事業会計負担金、0%、翌年3月末。ため池ハザードマップ作製業務委託、50%、7月末。ため池劣化状況評価業務委託、50%、9月末。町農林業振興事業補助金、20%、12月末。山田公園遊具取替設置工事、10%、9月末。農業集落排水事業特別会計繰出金、0%、翌年3月末。航路浚渫工事、0%、9月末。水産物供給基盤機能保全事業、30%、9月末。

次のページをお願いします。営業時間短縮追加協力金、100%、完了でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金事業（第4期）、90%、6月末。新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金事業（第5期）、90%、6月末。道の駅物産館白蟻消毒事業、70%、7月末。重点道の駅整備関連工事、20%、9月末。道路橋梁改良事業、0%、8月末。橋梁補修事業、0%、翌年3月末。県道改良事業負担金、20%、9月末。木場本線道路改良事業、0%、12月末。中尾本線道路改良事業、30%、9月末。大野原高原線道路改良事業、10%、翌年3月末。彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金、10%、翌年3月末。公共下水道事業会計負担金、0%、翌年3月末。駄地団地建替事業、40%、9月末。深澤道路改良事業、0%、翌年3月末。

次のページです。消防第4分団新築事業、5%、翌年1月末。小型動力ポンプ普通積載車購入事業、80%、翌年1月末。総合会館駐車場入口改修工事、5%、9月末。遺跡調査事業、20%、9月末。農地等補助災害復旧事業、20%、翌年3月末。公共土木施設災害復旧事業、50%、翌年3月末。令和3年発生補助災害復旧事業、10%、翌年3月末。公共土木施設過年災害復旧事業、40%、翌年3月末。報告第10号については以上でございます。

続きまして、報告第11号についてご説明いたします。

開いていただいて、令和3年度東彼杵町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。表にあります2年農地等災害復旧事業について事故繰越しいたしました。繰越金額、事由等については、こちらの表でご確認をお願いいたします。状況については、進捗率は95%、完了は6月、まもなく完了予定となっております。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第10号、報告第11号を終わります。

日程第13 報告第12号 予算繰越に関する報告について
(令和3年度東彼杵町水道事業会計)

日程第14 報告第13号 予算繰越に関する報告について

(令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計)

日程第15 報告第14号 繰越明許費に関する報告について

(令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計)

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第13、報告第12号予算繰越に関する報告について(令和3年度東彼杵町水道事業会計)、日程第14、報告第13号予算繰越に関する報告について(令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計)、日程第15、報告第14号繰越明許費に関する報告について(令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計)、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、報告第12号予算繰越に関する報告、報告第13号予算繰越に関する報告、報告第14号繰越明許費に関する報告につきまして、以上3件につきましては、水道課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長(岡木徳人君)

報告第12号、令和3年度東彼杵町水道事業会計の予算繰越につきまして補足して説明いたします。

2枚目をお願いいたします。資本的支出の建設改良費の中の老朽施設更新事業としまして、工事を2件、管路の用地購入費を1件、合わせまして6501万8000円の繰越しになっております。

内容につきましては、表の一番上になりますけれども、老朽管の更新事業として実施をいたしております彼杵地区1工区につきまして、4000万円の繰越しを行います。工事内容につきましては、工事場所が、国道34号の江頭交差点から町民グラウンド入口付近までの国道、車道及び歩道に水道管の埋設工事を行っております。現在施工中でありまして、進捗率としては50%、8月末の完了を予定いたしております。

その下の欄になりますけれども、同じく老朽管の更新工事として実施をいたしております瀬戸郷の野口地区の第1工区になります。野口配水池から下側の区間につきまして、約600m弱の区間について管路の更新事業を実施いたしております。施工中で、現在進捗率が45%、8月末の完了予定です。

それから、一番下の表が水道用地の管路購入費になりますけれども、同じく老朽管の更新事業として管路を築造いたしました口木田地区の里道の所につきまして、現況が里道を併用した農道になっております。管路築造に際して民有地にも一部掛かっておりますので、令和3年度中にその部分の分筆測量を行いまして買収地を確定いたしております。地権者の方の説明も終わっておりますので、令和4年度の繰越につきましては、その用地の購入費ということで101万8000円を繰越しております。地権者4名、畑山林で合わせまして7筆の850㎡の買収予定になっております。

今後、契約関係並びに登記申請関係の書類を現在準備をいたしておりますので、8月中の契約見込みで、10月末の登記完了の予定にいたしております。報告第12号につきましては、以上です。

続きまして、報告第 13 号、公共下水道事業会計の繰越額につきまして説明いたします。

2 枚目をお願いします。資本的支出の建設改良費、未普及管渠整備工事費としまして 1974 万円の繰越しになっております。

内容としましては、2 件の工事になっております。1 件が国道の舗装復旧工事ということで、千綿宿のバス停付近から大村方面へ JA のガソリンスタンド付近までの区間につきまして、管渠の築造部分につきまして舗装の復旧工事を行っております。現在進捗率は 90%、6 月 30 日完了予定といたしております。現場の方がほぼ完成しまして、完成工事の書類関係の整理に入っております。

もう 1 件が、同じく千綿宿地区の汚水の枝線の管渠築造工事になります。これも、先ほどの舗装復旧工事と箇所が近くでありますけれど、岡田商会様裏から隅田川の護岸通路にかけて管渠の築造工事を行っております。進捗率が 90%、7 月 29 日完了予定で施工を継続いたしております。

表の中断になりますけれど、管渠用地に対する分筆測量業務委託費ということで 117 万 9000 円繰越いたします。これは、先ほど説明いたしました千綿宿地区の管渠築造工事に伴います管路用地の分筆測量ということで、工事完了を待ってこの分筆測量を発注するように予定をいたしております。

その下の管路用地ですけれど、これにつきましても、その千綿宿地区の管路用地の購入費としまして 64 万 4000 円、地権者 3 名の方で管路用地の買収を行う予定にいたしております。

それから、もう 1 つが橋ノ詰地区に既に築造いたしております管路の買収費ということで 14 万 2000 円、こちらにつきましては既に契約済みで、登記書類も登記所の方に申請をいたしております。6 月 3 日に登記が完了いたしました。現在、土地代の支出の処理を行っております。報告第 13 号につきましては、以上で説明を終わります。

次に、報告第 14 号、東彼杵町農業集落排水事業特別会計の繰越内容につきまして説明いたします。

2 枚目をお願いいたします。施設費の農業集落排水事業費になりますけれど、用地購入に係ります分筆測量と用地費ということで、61 万 4000 円を令和 4 年度に繰越す予定といたしております。口木田に設置しておりますマンホールポンプの敷地の一部が隣接の民有地に影響しているということが判明いたしておりますので、令和 3 年度、その調査と地権者の方への説明、用地購入の調整等を行いまして、ほぼ調整が整いましたので実際の分筆測量の業務並びに用地買収に必要な土地代につきまして、分筆測量業務が 49 万 4000 円、用地費が 12 万円、合計 61 万 4000 円を令和 4 年度に繰越して実施をしたいと思っております。

予定としましては、現在、分筆測量の発注準備を行っております。8 月までに分筆測量を、完了後用地交渉に入りまして、10 月までには登記完了ということで予定をいたしております。報告第 14 号につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 12 号、報告第 13 号、報告第 14 号を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 50 分）

再 開（午前 10 時 59 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 16 議案第 37 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 17 議案第 38 号 東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、議案第 37 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 17、議案第 38 号東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本件について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 37 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じた額とするために本案を提出するものです。

次に、議案第 38 号東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、構成団体の名称変更及び課設置条例の一部改正に伴い本案を提出するものでございます。以上、2 件の詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 37 号の補足説明をいたします。

新旧対照表 2 ページをお開きください。中段に選挙長・開票管理者から期日前投票立会人まで全 6 項の選挙執行に係る非常勤特別職の報酬額を規定しております。それぞれにつきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じまして、同法が示す日額に合わせるものでございます。施行日は公布の日からといたしております。

次に、議案第 38 号の説明をいたします。

新旧対照表、第 3 条、組織の中の長崎北部農業共済組合を長崎県農業共済組合。そして、第 8 条、庶務の中の、役場の農林水産課を産業振興課に名称を変更するものでございます。これにつきましては、大変申し訳ありませんが、改正漏れとなっております、今回改正ということで提案するものでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第37号で、日額当りの改正となっておりますが、それぞれ選挙の投票立会人さんなどは一日中長い時間なんですけれど、たまに6時までになったり8時までになったり、投票時間がですね、なった時もありましたので、時間の金額ですね一日。それをちょっとお聞きしたいし、本町の、例えば任期の職員さん、例えばパートタイムで時間給がいくらなのか。その辺を比較すれば、できれば良いかなと思ってお尋ねをしているところであります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

この日額でございますけれど、時給ではなく、あくまでも日額ということで、これが何時間であろうが、この日額という金額になります。場合によって、一日8時間の金額であって、それが途中、個人の都合によって時間を短くする場合もあるかと思えます。そういった場合には変更する場合がございますけれど、あくまでもこの金額というのは日額の計算で、何時間であろうが日額の計算ということになります。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私がお尋ねをしているのは、やはり本町のパートタイムの職員さんと比較した時に、一日、途中で都合によって帰られる場合に、それは一日のあれで良いでしょうけれど、通常の場合をお尋ねしているんですよ。一日、投票日なんかは長いでしょう、8時間ではないでしょう。ですから、そこを交代で、例えば8時間で、午前中の方とか午後の方とか立会人が代われば良いですけど、一日中いらっしゃるんでしょう。ですから、時間給にした時に概ねどのくらいになるのかなということをお尋ねしているんであります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

途中で代わられるというのが今までそうなかったものですから、日額ではこういう決まったとおりでございまして。その時、例えば午前中で体調が悪くて代わられた時、どうするのかというのは、ちょっと調べてご報告させていただきたいと思っております。とりあえず、8時間以上越しても、日額でございますのでこの金額でいくということでございます。よろしく申し上げます。

○——△——

概ね一日何時間ぐらいかなと思って。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

選挙の時は7時から6時までが決まった時間でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

これは、従前の1時間800円というのは最賃に抵触していますよね。先ほどの総務課長の答弁でいきますと、一日何時間働いても日額で同じなんですよという説明でしたね。そうしますと、12時間仮定として働いた場合は、日額が最賃を下回る可能性がありますよね。でしょう。そういう場合はどうされるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、法律でこういう形で決まっていますので、下回ろうが上回ろうが日額、これでいくということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

つまり、どういうことなんでしょうかね、これだと民間会社は通用しませんよね。公共的な職務に就く場合はそういう法律は適用されないという解釈で良いんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはこういう決まりで、今度改正をしますのは選挙のことだけでしたものですから、選挙の場合は8時間だろうが13時間だろうが、この額でしか払えないということです。国からきますので、国会議員、特に、選挙の時は。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

今の件は了承しました。

今回につきましては、国会議員の云々ですよね。地方の場合も同じ、どうなんですか、また違うんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

地方も、国会議員と併せて改正をするということです。町村、市町の議会の選挙の時もですね。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

3 ページの東彼杵町振興懇話会委員というのが入っているんですけど、何名ぐらいで、ちょっとお尋ねなんですけれど、何名ぐらいのあれでされているんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、資料がなくて。今回の改正のところではなかったものですから、調べていなくて申し訳ありません。あとで知らせます。

○議長（吉永秀俊君）

あとで良いですか。

○——△——

はい。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

補足説明がございます。先ほど、本町の会計年度任用職員さんを時給換算するといくらになるかとお尋ねがございまして、今、調べましたところ、時給換算しますと 859 円という金額になるようでございます。本町の会計年度任用職員さんを時給換算すると 1 時間当たり 859 円となるようでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 37 号、議案第 38 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、議案第 38 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 40 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 18、議案第 40 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 40 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 9880 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 59 億 9947 万 1000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費や子育て世帯生活支援特別給付事業費など 1839 万 4000 円、橋梁補修工事や塩鶴川溪流保全事業費など 6385 万 5000 円でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金 1 億 4061 万 8000 円、町債 3900 万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、議案第 40 号についてご説明いたします。

それでは、予算書の 16 ページをお開きください。3 番歳出から説明いたします。17 ページの方に移っていただいて、17 ページ、2 款 1 項 5 目財産管理費の 12 節委託料は、新庁舎整備について支援業務を委託する費用を 1100 万円計上いたしました。その下、14 節工事請負費は、当初から庁舎新館の防水工事を予算化しておりましたが、新たな補修箇所が見つかり不足分 384 万 1000 円を

追加しています。

9 目電子計算費、12 節委託料の IPAmj 明朝フォントへの同定対応システム改修業務委託は、国のシステム標準化で使用する文字フォントに対応できるようシステム改修を行う費用で、85 万 8000 円を計上いたしました。

10 目地域づくり推進事業費 18 節負担金補助及び交付金の地区施設整備事業補助金は、昨今の資材高騰などの理由により事業費の増が見込まれ、当初額では不足することから 64 万 4000 円追加しています。その下、まちづくり支援交付金は、八反田公民館改修への助成費用として 34 万 5000 円追加いたしました。

19 ページをお願いいたします。2 款 4 項 5 目参議院議員通常選挙費は、人件費など 7 月に行われる参議院議員選挙費用の不足分を追加し、目全体で 58 万 4000 円計上いたしました。

21 ページをお願いいたします。3 款 1 項 7 目住民税非課税世帯等特別給付金事業の 3 節職員手当等から 19 節扶助費までは、コロナ禍に対する経済支援措置として、令和 3 年度住民税課税世帯であったが、収入落ち込みにより令和 4 年度非課税となる世帯に対し、一世帯当たり 10 万円を給付する費用として計上しております。22 節償還金利子及び割引料は、非課税世帯の給付事業について前年度補助金を精算し、返還する費用 834 万 5000 円を計上いたしました。

22 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 17 節の備品購入費は、サーマルカメラを購入し学童に設置する費用 40 万円計上しております。

6 目子育て世帯臨時特別給付事業費の 3 節職員手当費から 18 節負担金補助及び交付金は、こちらもコロナ禍に対する経済支援措置になりますが、住民税非課税世帯について子ども一人あたり 5 万円の給付を行う費用を追加しており、目全体で 445 万円計上いたしました。

23 ページになります。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 12 節委託料は、産後ケア利用者の増加により、見込みから事業委託料 76 万 8000 円を追加いたしました。2 目予防費の 1 節報酬から 12 節委託料までは、7 月から予定しております 4 回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を追加しており、目全体では 1233 万 1000 円計上いたしました。

24 ページをお願いいたします。4 款 1 項 3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金の水道事業会計負担金は、11 月から 3 月まで行います水道料減免の財源として、3268 万円追加いたしました。

26 ページをお願いいたします。6 款 1 項 2 目農業総務費の 1 節報酬から 4 節共済費は、産休職員の代替として雇用する会計年度任用職員の費用を計上し、目全体で 193 万 9000 円追加いたしました。

3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金の肉用牛肥育経営安定対策事業費は、飼料代や原油代の高騰を鑑み、1 頭あたりの補助を 2000 円から 4000 円に増額するため 100 万円を追加いたしました。ながさき型スマート産地確立支援事業補助金も、当初から防草ファンの長寿命化事業などを計画しておりましたが、資材高騰などの影響により事業費が増加することから、見込みより 317 万 8000 円追加しています。その他、補助金を追加し、節全体で 537 万 8000 円計上いたしました。

4 目土地改良事業費 12 節委託料は、土砂の流れ込みから中山ため池の浚渫が必要となり、設計業務を委託する費用として 500 万円を追加計上しました。18 節負担金補助及び交付金の町農林業振興事業補助金は、江ノ串川の井手補修に対する補助として、125 万 4000 円を追加計上いたしました。

飛びまして 30 ページをお願いします。7 款 1 項 2 目商工振興費については、当初から新幹線開業ビジネスプランコンテストを計画しておりますが、事業主体を町から東彼杵町観光協会に変更するため、7 節から 13 節の関連経費を減額し 18 節負担金補助及び交付金へ同額計上いたしました。

31 ページになります。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費の 12 節委託料は、町道宮田線の改良工事を行うための設計費用として 170 万円追加いたしました。その下の 14 節工事請負費は、千綿宿中橋と石坂橋の橋梁補修を行うため、工事費用 3950 万円を追加しております。

32 ページをお願いします。8 款 3 項 2 目河川改良費の 12 節委託料から 16 節公有財産購入費は、塩鶴川溪流保全事業になりますが、進入路の整備工事を受託するため、目全体で 1777 万 1000 円追加計上しております。

33 ページになります。8 款 6 項 1 目住宅管理費の 14 節工事請負費と 17 節備品購入費は、ステーションハイツ、新白井川団地、セントラルハイツそのぎの各町営住宅に防犯カメラを設置する費用を追加し、目全体で 488 万 4000 円計上いたしました。

34 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費は、感染症対策として小学校で使用する消耗品費など追加し、節全体で 72 万 3000 円計上いたしました。17 節備品購入費は、感染症対策として小学校に設置する空気清浄機の購入費用 264 万円を追加しております。

35 ページになります。10 款 3 項 1 目学校管理費 10 節需用費の施設修繕費は、教室ロッカーの修繕や体育館のウインチ修繕費用を追加しております。その他、消耗品費用も併せ、節全体では 163 万 6000 円追加いたしました。14 節工事請負費の東彼杵中学校階段手摺設置工事は、昨年度階段へ手摺の設置を行っておりますが十分とは言えず、追加で設置するものです。また、中学校図書準備室へのエアコン設置費用も追加し、節全体では 249 万 6000 円追加いたしました。17 節備品購入費は、感染症対策として中学校に設置する空気清浄機の購入費用 108 万円を追加計上しております。

36 ページをお願いします。10 款 5 項 2 目教育センター費 10 節の施設修繕費は、和室研修室の畳替えを行う費用を計上し、97 万 9000 円追加いたしました。

3 目教育センター分室費 17 節備品購入費は、感染症対策として図書の除菌機を設置いたします。また、サーマルカメラ購入費用も計上し、節全体で 110 万円追加いたしました。

37 ページになります。10 款 6 項 2 目体育施設費 14 節工事請負費は、町民プールの更衣室トイレ棟になりますけれど、老朽化により天井補修の必要が生じ、工事費用 191 万 4000 円を追加いたしました。

39 ページをお願いいたします。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 14 節工事請負費の公共土木施設過年災害復旧事業には、令和 2 年に被災した里漁港の防波堤工事費用 2401 万 5000 円を追加計上しております。すみません、こちらも訂正がございます。説明の名称になりますけれど、復旧事業になるんですけれど、漢字が普及になっておりました。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。歳出については以上でございます。

戻りまして、7 ページをお願いします。こちらから 2 番歳入になります。

飛びまして 8 ページをお願いします。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では、感染症対策として地方創生臨時交付金が追加交付されますので、6189 万 1000 円収入としております。水道料や給食費の減免、その他、感染症対策の財源としております。2 目民生費国庫補助金 7 節住民税非課税世帯

等に対する臨時特別給付金補助金は、給付事業については全額国の負担となりますが、今回の歳出計上分と合わせ令和3年度の事業繰越分についても令和4年度で補助金受入となりましたので、合計で3441万4000円を追加計上いたしました。4目土木費国庫補助金は、歳出で計上しました橋梁補修工事費用の国の負担分として、2371万6000円を追加しております。

9ページになります。17款2項2目民生費県補助金は、後期高齢者医療に係る補助金になりますが、当初で科目を誤って計上していたためこちらを減額し、14ページになりますけれども、14ページの22款6項6目において同額計上いたしました。

13ページをお願いいたします。22款5項1目土木費受託事業収入では、塩鶴川溪流保全工事の財源として、1832万1000円を受託収入として計上いたしました。

14ページになります。22款6項5目給食事業収入では、地方創生臨時交付金を活用して2学期3学期の給食費減免を行うため、児童生徒の給食費収入1433万4000円を減額いたしました。

15ページになります。23款1項2目土木債では、橋梁補修工事の財源として1400万円を起債収入として計上しております。その下、5目災害復旧債につきましても、漁港災害復旧工事の財源として2000万円を起債収入として計上いたしました。

戻っていただいて、4ページをお願いいたします。第2表地方債補正になります。こちらは、起債の目的であげております3事業について起債することとしており、限度額等について記しております。

最後になりますけれども、戻っていただいて、1ページから3ページまでの第1表、5ページ、6ページの事項別明細書、40ページ以降の給与費明細書につきましては、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明は省略いたします。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

17ページをお願いいたします。2款1項5目財産管理費12節の委託料、東彼杵町新庁舎整備に係る技術的支援業務委託料、要するに新庁舎、まさに、これは町長にしかお尋ねできないからお尋ねさせてください。

この新庁舎ということは、新庁舎に、もう造るということで決定しているということよろしいんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

決定じゃなくて、この1100万円といいますのは、東彼杵町に建築士も居ないもんですから、まずは議会から提案がありました図書室の所、地質調査とか解体する建物のアスベストの状況とか、そういうものを先に調査したり、あとは、総合会館一帯とか教育センターもそうですけれど、道の駅の砂利の駐車場とかですね。

これをなぜしますかというのは、私が総合会館の時、担当いたしておまして、基礎をした時に杭の問題で約1億円ぐらいか増額、ちょっと議会がもめた可能性が、後城議員と森議員はいらっし

やったんですけれど。だから、その前に地質調査とかして、十分、どうかなというのを調査をしないと。ですので、そこに頼む。そして、今度発注方法等も設計と施工を分離するのかプロポーザルで、全体で行くのか、その辺を、どちらが安価でいけるのかというのを、いろいろ情報を持っておられる会社をお願いして先に詰めていきたいと。一気にやっても、そこがもし基礎が駄目なら、また最初からひっくり返るということになるもんですから、ちょっと基金も少しずつ積み上げていておりますので、先にこれをさせていただいて、議員の皆さんに報告をさせていただいて意見を聴きながら、場所が的確にどうなのかということをごすね。それをお願いをするということでございます。

色んな問題もございまして、工期の短縮とか事業費の縮減も、当然、うちはお金が無いもんですから、その辺を、どういう方向が良いのかというのを提案を受けるという調査支援をしていただく。川棚町なんかは、建築士が、職員が1人いらっしゃるんですよ。小さな町はどこも居ないもんですから、そういうことも含めて専門家をお願いをするということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長の説明はわかりました。

私が聞きたいのは、この新庁舎をいつ建てるか。これは、今、今期も基金として1億7000万円として大幅にしております。

で、です、いつ建てるかという大きな目標、10年後をちょっと早めにするとか、7年後とか、アバウトな面はあると思うんですけれど。早くするとして、7年後と仮定をしますよ。そうすると、7年後に新庁舎を目指す、そうすると、それから逆行的に作業工程表と言うんですかね。そのために、この新庁舎整備に関わる技術的支援が、この補正予算で、この時期に決めないと間に合わないというふうに私は捉えたんです。ということは、じゃあ、これが来たということは完成時期、さっきいろいろ総合会館とか地質調査とかやらないといけないということは、町長の頭の中にこの庁舎建設の時期というのがイメージとしてできているというふうに捉えているんですけれど、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

完成の時期までイメージはできていないんですけれど、とりあえず今回先に進めていかせていただいて、その図書室がある所も河岸浸食区域といって水が3m上がる。だから、議会から出ました1階は空けて2回以上にと、そういう建物をです。そういうのも含めて先にして、そして、今度、町政懇談会に回りますので、皆さん方に概略の説明をさせていただいて、意見も聴かなければいけませんし、今度はまた庁舎だけでも作ってみますけれど、外部の意見も、川棚町も波佐見町も入れてされていますので、具体的にきた時にです。だから、私は当初10年と言っておりましたが、それはお金の積み上げもそうですけれど、やはり自己資金がないとなかなか厳しいところがございます。うちが緊防債に手を挙げていけば、地方交付税が20%ぐらいもらえることがあったんです。

が、何とも残念なのは長期的展望がなかったものですから。今度、過疎債もきますので、そういうのを、対応できるところは過疎債でいかせて、余った財源を積み上げて、なるべく早くということで、私の頭の中にはあるんです。

というのは、地震も、そういう形でいつ来るかわからない、大きな地震も来る。そして、九州の西海岸上も活断層が出てきたということでございますので、そういう形に備えていかなければなりません。なるべく早くというのは私の考えでございます。ただしかし、そこの2、3年でできるというわけではございませんね。説明をして、十分皆さんの意見を聴いて、もう一回しか、造るとなれば建てられませんから、十分論議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第41号 令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第19、議案第41号令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第41号令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的支出に53万2000円を追加したしまして、全体の予算が、収入におきまして2億4475万1000円、支出が2億3769万円でございます。

資本的収入に320万円を追加し、また支出にも320万円を追加いたしまして、全体の予算が収入におきまして1億4523万4000円、支出が1億5440万8000円でございます。

提案の理由といたしましては、収益的収入において、水道料金の基本料の減免措置、支出においては水道施設情報管理システムリモートサービス環境構築業務委託料の計上。

資本的収入及び支出におきましては、川内地区の代替水源施設設計業務委託に測量や地質調査業務を追加するものでございます。詳細につきましては水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

補足して説明いたします。

18ページをお願いいたします。実施計画明細書により補正予算の内容を説明いたします。

まず、収益的収支でございます。下の方の欄になりますけれども支出になります。水道事業費用の総係費の中に委託料としまして 53 万 2000 円を計上いたしております。これは水道施設の情報管理システムということで、現在、地図上に管路施設等を管理できるようにマッピングシステムを構築しまして、日々の管理補修に活用いたしておりますけれども、その環境構築業務ということで、本来であれば補修や修理等の履歴というのが年度末の年一回システム上で更新を行っておりますけれども、補修につきましては、同じような箇所を一連のうちに数回漏水したり、いうふうなことが頻繁に発生しておりますので、できるだけ補修や修理の履歴を遅滞なくシステムに反映させることが円滑な管理が期待できるということで、システム開発業者からの提案もありまして、開発業者と水道課の方をリモートで結びまして、日々の補修の更新履歴等をシステムにすぐに反映させるというふうな環境を構築する業務になります。

当該年度は初年度の設定費用も含まれておりますので、令和 5 年度以降システムの運用にあたっては、この費用の約 40% ぐらいのサービス料が掛かってくることになります。

それから、上の方の収入ですけれども、先ほど町長から説明がありましたように、給水収益としまして、コロナ禍の財政支援ということで、11 月から翌年 3 月までの 5 か月分の水道料金の減免ということで 3268 万円の減額。それに伴いまして営業外収益の負担金としまして、一般会計からの繰入金、同額の 3268 万円を計上いたしております。

19 ページをお願いいたします。資本的収支になります。まず、支出の方ですけれども、統合簡易水道事業で取り組んでおります川内地区の代替え水源の実施設業務に、測量並びに調査ボーリングの費用ということで 320 万円を追加計上いたしております。当初予算でポンプ場並びに管路の築造に伴う実施設費をご承認いただいておりますけれども、事業計画の精査を行う上でポンプ施設の地盤について、設計と同時期に地盤の強さと言いますか、地盤反力を確認しておく必要があるということで今回 320 万円、測量費に 150 万円、ボーリングに 170 万円という内訳でございますけれども、調査測量費を計上させていただいております。収入の方につきましては、企業債でその部分の 320 万円を計上いたしました。

この他、財務諸表としまして、補正前後のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、予定貸借対照表を付けております。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 41 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 20	議案第 42 号	東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 21	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 22	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 20、議案第 42 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第 21、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、日程第 22、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について、以上 3 件を一括議題とします。本件について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 42 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

1、選任する者の住所氏名等、住所 東彼杵町口木田郷 [REDACTED]。氏名 宮脇成芳。生年月日 [REDACTED] 生まれ。

提案の理由でございますが、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任するため本案を提出するものでございます。

次に、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

1、推薦する者の住所氏名等、住所 東彼杵町八反田郷 [REDACTED]。氏名 山口由美子。生年月日 [REDACTED] 生まれ。

提案の理由といたしましては、人権擁護委員の辞任に伴い、後任の委員を推薦するため本案を提出するものでございます。

次に、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

1、推薦する者の住所氏名等、住所 東彼杵町蔵本郷 [REDACTED]。氏名 木下あや子。生年月日 [REDACTED] 生まれ。

提案の理由は、人権擁護委員の任期満了に伴い、後任の委員を推薦するため本案を提出するものでございます。以上 3 件につきまして、慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 42 号、諮問第 1 号、諮問第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号、諮問第 1 号、諮問第 2 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、これから、諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、山口由美子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり山口由美子さんを適任とすることに決定しました。

次に、これから、諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、木下あや子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり木下あや子さんを適任とすることに決定しました。

日程第 23 請願第 1 号 東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 23、請願第 1 号東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書を議題とします。

ただいま議題となっています請願第 1 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 (午前 11 時 44 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 森 敏則

署名議員 橋村 孝彦